

中津市子育てと仕事の両立支援事業をリニューアルして
「子の看護休暇制度」の普及促進を図ります！

中津市では、子育て2020（フレーフレー）プロジェクトの一環として、今年度より「子の看護休暇制度」の普及を図る「子育てと仕事の両立支事業」を実施していますが、本年10月より事業内容を一部改正し、「子の看護休暇制度」の更なる普及促進を図ります。

【事業の導入経過】

平成31年2月に実施した未就学児の保護者対象アンケートでは、子どもの病気やケガの際、77.1%の保護者が仕事を休んで子どもを看たいと回答しており、前回調査（平成25年2月）より4.2%増していたことから、子の看護休暇制度の普及を図ることにより、子育てと仕事を両立しやすい環境づくりを推進します。

【改正点】

区分	改正前	改正後
交付の内容	aとbの合計で10万円が上限 a 制度導入に係る事務費5万円 （社労士の報酬や事務に係る人件費等） b 休暇取得に係る賃金5万円 （時給×8H×1/2×取得日数）	一律に10万円 ※制度導入後、未就学児を養育する従業員が「子の看護休暇」を取得した場合
その他		子育て応援企業として事業所名を公表

【事業概要】

・事業の目的

従業員の子育てと仕事の両立を応援する企業の支援

・事業の内容

今年度より子の看護休暇を新たに有給休暇として導入し、未就学の子どもを養育する従業員の休暇取得を支援した中小企業に対し10万円を交付 ※1事業所あたり1回限り

・対象事業所

中津市内に本社があり、常用雇用者が50人以下である事業所

※子の看護休暇を導入後2年以内で、従業員が子の看護休暇を取得して1年以内であること。

・令和2年度予算額

1,000千円（@10万円×10件） ※申請実績なし



【問合せ先】

中津市子育て支援課

担当：秋吉・大島

TEL：0979-22-1111（内線752）